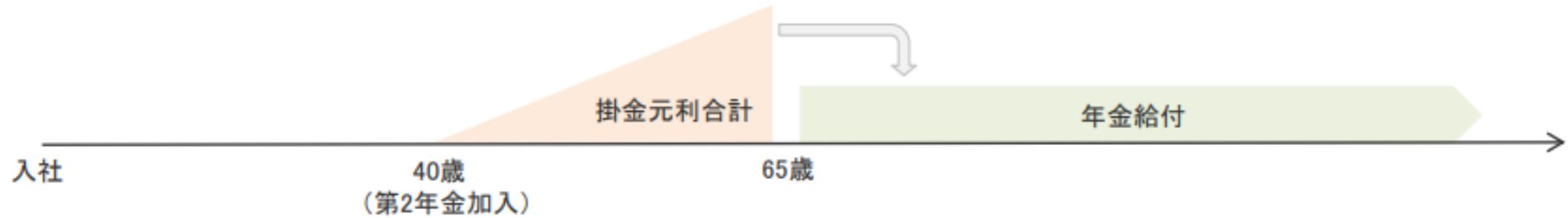


過去期間の持分付与について (2026年4月1日実施)

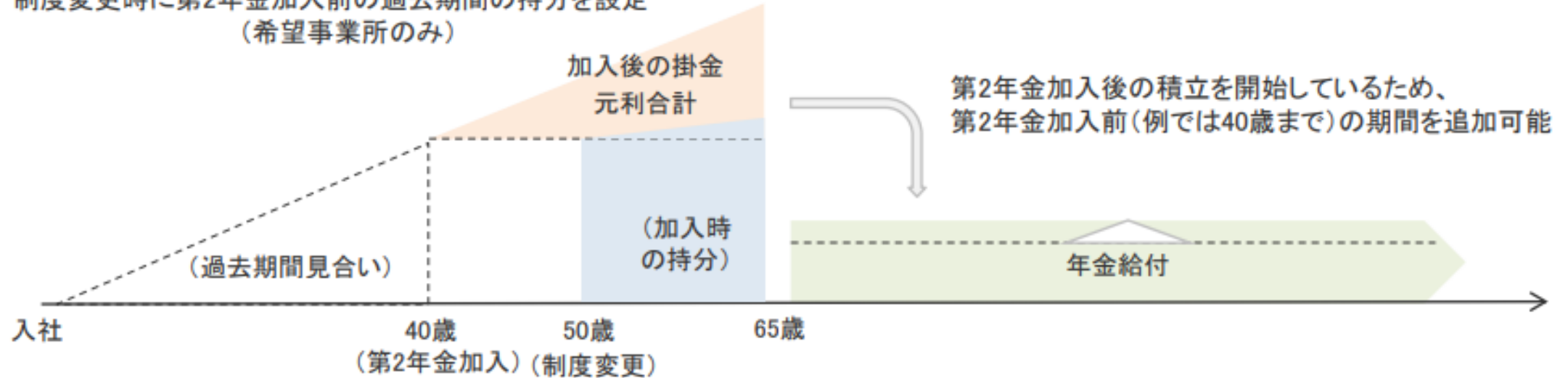
日本ITソフトウェア企業年金基金

制度のイメージ

現在は第2年金加入後の期間の積立のみ



制度変更時に第2年金加入前の過去期間の持分を設定
(希望事業所のみ)



ご検討の判断材料

■ 過去期間の持分付与のご検討を推奨する事業所

- ・第2年金加入の時期が遅く、勤続年数が長い加入者に予定される給付額が十分ではないとお考えの事業所
- ・当基金の給付を退職金制度の内枠に設定しており、当基金の給付額を増やすことで自社の退職給付債務の圧縮をお考えの事業所

持分付与の口数

- 過去期間の持分付与は、第2年金加入の事業所様向けの制度です。第1年金のみ加入の事業所様は、この機会に第2年金加入をご検討ください。
- 持分付与の口数は、1～30口の中から選択できます。
- 通常第2年金の口数と異なり、条件によって口数を変えること（変額コースの採用）はできません。過去期間1ヶ月当たりの口数は全員一律同じ口数となります。
- 通常第2年金の口数とは異なる口数を選択できます。

過去勤務債務と特別掛金の算定

- 口数を決定すると、次の式により過去勤務債務が算定されます。

2025年8月31日現在の第2年金加入者全員について
過去勤務債務 = 口数 × 1,000円 × 過去期間の月数

- 過去勤務債務に充当するため、特別掛金を納付していただきます。特別掛金は、一括納付ではなく、3年・4年・5年から納付期間を選択して毎月定額の掛金を納付する、分割納付となります。

特別掛金(月額) = 過去勤務債務 ÷ 納付期間に応じた現価率

- 新たな事務費掛金は発生しません。
- 通常の掛金と同様、法人税法上、全額損金に算入できます。

特別掛金の試算例

- 第2年金加入:2015年10月 過去期間1ヶ月当たりの口数:5口

加入者氏名	入社年月日	過去期間(月)	持分付与額(円)
加入者A	2000/04/01	186	930,000
加入者B	2005/04/01	126	630,000
加入者C	2010/04/01	66	330,000
加入者D	2015/04/01	6	30,000
計			1,920,000

3年分割 ⇒ 55,331円 × 36月 (納付額計: 1,991,916円)

4年分割 ⇒ 42,006円 × 48月 (納付額計: 2,016,288円)

5年分割 ⇒ 34,015円 × 60月 (納付額計: 2,040,900円)

持分付与の時期

- 過去期間の持分は2026年4月1日現在の加入者にその全額が付与されます。
- 加入中は毎年3月末、資格喪失時は資格喪失年月日の前日に付与される利息も、上記の前提で計算されます。
- 特別掛金の納付期間中に加入者が資格を喪失した場合も、資格喪失までに付与された持分及び利息の全額に基づいて給付額が計算されます。

期間通算

- 持分付与の基礎となった期間が加入者期間や既に算入済みの過去期間と重複していない場合は、将来給付を受ける場合に加入者期間と通算して取り扱われます。

(例) 2012年4月1日 入社
2017年10月1日 第2年金加入
2027年4月1日 資格喪失

2012年4月～2017年9月の過去期間分の特別掛金を納付した場合の給付の算定基礎期間は、過去期間66月＋加入者期間114月で180月となります。

※関東ITソフトウェア厚生年金基金の分配金など他の制度からの資産の受け入れで既に同じ期間が通算されている場合は持分のみが増えます。

留意事項①

- 過去勤務債務算定の基準となる加入者と持分付与の対象となる加入者が一致しない場合があります。

- ・過去勤務債務は2025年8月31日現在の第2年金加入者に基づいて算定
- ・持分付与の対象は2026年4月1日現在の第2年金加入者

(例) 2025年8月31日現在の加入者A～Dの4名分の過去期間に基づいて特別掛金を算定(本資料6ページ目の試算例)



加入者Aが2026年3月31日で退職



持分が付与されるのは加入者B～Dの3名ですが、特別掛金の額は変わりません。

留意事項②

- 納付期間中(分割納付中)に事業所として基金を脱退する場合、脱退時に残余期間相当分の一括納付が必要です。

(例)本資料6ページ目の試算例の事業所が納付期間5年で月額34,015円の特別掛金を2026年4月分から2028年3月分まで2年分納付し、2028年3月末に脱退すると…



2028年4月分～2031年3月分までの3年分相当額として1,180,335円の一括納付が必要になります。

お申し込み方法

- 過去期間の持分付与の2025年4月実施を希望する事業所様は、**2025年8月22日まで**にフォームからお申し込みください。
- フォームからお申し込みがあった事業所様には、第2年金加入者の情報をあらかじめ入力したExcelファイルをFTSで送信しますので、入社年月日等を入力し、8月30日までにご提出ください。
- 来年以降も、毎年8月末を締め切りとしてお申し込みを受け付け、翌年4月に実施するスケジュールとなります。本年8月22日までのお申し込み間に間に合わなかった事業所様は、来年以降のお申し込みをご検討ください。

日本ITソフトウェア企業年金基金

※本資料は2025年7月現在の検討状況に基づき、作成されています。